

2023年5月10日

教職員各位

学長 別所 正美
大学COI管理委員会
委員長 藤原 恵一

令和5年度 公的研究費に関わる利益相反（COI）自己申告書提出のお願い

学校法人埼玉医科大学利益相反管理規程に基づき下記のとおり、利益相反(COI)に関わる自己申告書の提出をお願いいたします。

この申告は「学校法人埼玉医科大学利益相反管理規程」「学校法人埼玉医科大学利益相反（COI）マネジメントポリシー」において、該当する教職員に義務づけられています。

※令和5年度の利益相反を、すでに申告済みの方は対応不要です。

記

1. 申告の対象

次の公的研究費に関わる研究代表者および研究分担者

- (1) 2023年度 厚生労働科学研究費による研究
- (2) 2023年度 日本医療研究開発機構（AMED）からの資金による研究

※ 文部科学省 科学研究費の研究代表者および研究分担者は申告不要としますが、その研究内容と個人的経済利益が関係する場合は申告が必要となります。

※ 研究協力者は申告不要です。

2. 申告の方法（利益相反 Web 申告システムから申告ください）

- ・ 利益相反 Web 申告システムより申告をお願いいたします。

<https://saitama-med.bvits.com/coi/login.aspx>

- ・ ログイン方法などについては、次のリンクをご参照ください。

参考：利益相反 Web 申告システム ログイン方法について

<http://www.saitama-med.ac.jp/medlinks/rinri/coi/img/file.pdf>

※初期ユーザとして、令和4年2月時点でAprin e-Learningを受講済みの方は登録済みです。

- (1) 申告者メニュー「厚労/AMED自己申告」をクリック。
- (2) 提出先として「大学COI管理委員会」を選択し、「申告基本情報入力へ進む」をクリック。
- (3) 当該研究について、前年度および当年度の利益相反について申告してください。

3. 締め切り：令和5年6月16日（金）必着

4. 注意事項

本学教職員と企業等との経済的関係がある場合において、次の4点のいずれかに当てはまる場合、注意が必要です。該当する事項のある場合は、RAセンターにご相談ください。

- ・大学または病院から、その企業への資金の流れがある。
- ・法人へ、その企業に関する兼業を届けていない。
- ・COI 管理委員会へ、その企業に関する COI 申告がない。
- ・学会や論文に、その企業に関する COI 申告がない。

※ 就業規程 第32条により、法人の許可無く本学以外の会社及び団体の役員・職員となることは出来ません。

5. 問い合わせ先：大学 COI 管理委員会 事務担当 佐藤、浅見、中島
内線 (41-3188)
メール smu_rac@saitama-med.ac.jp

以上

※本学等又は各病院に設置された特定の委員会一覧

大学			
・教員代表者会議	・寄付研究部門設置委員会		
・保健医療学部教授会	・中央研究施設運営委員会		
・毛呂山キャンパス整備委員会	・グラント選考委員会		
・COI 管理委員会	・医療人育成支援センター運営会議		
・中央倫理審査委員会	・医学研究センター運営会議		
・倫理審査委員会	・大学院医学研究科委員会		
・臨床研究審査委員会	・医学研究科博士課程運営委員会		
・特許等委員会	・医学研究科修士課程運営委員会		
・動物実験委員会	・大学院看護学研究科委員会		
・病原性微生物等管理委員会	・研究医養成プログラム運営委員会		
・組換え DNA 実験安全委員会	・研究活動並びに公的研究費等の適正化推進委員会		
・医学部地域医療奨学金運営委員会	・埼玉県地域枠医学生奨学金運営委員会		
・リサーチアドミニストレーションセンター運営会議			
大学病院			
・薬事委員会	・医療機器治験委員会		
・医療材料委員会	・高難度新規医療技術等評価委員会		
・治験審査委員会	・未承認新規医薬品等評価委員会		
・病院 IRB	・製造販売後調査臨床試験審査委員会		
・COI 管理委員会	・医療機器製造販売後調査臨床試験審査委員会		
総合医療センター			
・薬事委員会	・治験審査委員会	・運営会議	
・COI 管理委員会	・医療材料等委員会	・倫理委員会	
・高難度新規医療技術・未承認新規医薬品等評価委員会			
国際医療センター			
・薬事委員会	・治験 IRB	・臨床研究 IRB	・COI 管理委員会
・医療機器治験 IRB	・医療材料委員会	・経営推進会議	

※産学官連携活動や知的財産権に係る外部機関との経済的な利益関係を有する者とは
埼玉医科大学以外との機関の間で、次の利益を受け取る関係を持つ者

- ・産学官連携活動に係る受入れ（受託研究技術研修、客員研究員・ポストドクターフェローの受入れ、研究助成金受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等）
- ・株式等（一定以上の株式※、株式買い入れ選択権（ストックオプション）等）
※一定以上の株式とは…公開株式：5%以上、未公開株式：1株以上、新株予約権：1個以上
- ・知的所有権（特許、著作権および当該権利からのロイヤリティ等）